

## 特別職の就任について

監査委員及び人事委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

**監査委員**

監査委員 谷田部 孝一 氏の退職、欠員者の補充及び 藤野 次雄 氏の任期満了に伴い、新たに 清水 富雄 氏、大岩 真善和 氏及び 酒井 良清 氏を選任します。

氏名	任期	備考
しみず ともお 清水 富雄	令和6年5月20日～議員任期	議選委員（自民）
おおいわ まさかず 大岩 真善和	令和6年5月20日～議員任期	議選委員（立憲）
さかい よしきよ 酒井 良清	令和6年6月1日～令和10年5月31日	

## 【参 考】《前任者》

氏名	任期（退職日）	備考
やたべ こういち 谷田部 孝一	令和6年3月26日～（令和6年5月19日）	議選委員（立憲）
ふしの つくお 藤野 次雄	令和2年6月1日～令和6年5月31日	

※議選委員とは、議員のうちから選任される監査委員のことです。

**人事委員会委員**

人事委員会委員 大貫 一幸 氏の任期満了に伴い、その後任として、大熊 洋二 氏を選任します。

氏名	任期
おおくま ようじ 大熊 洋二	令和6年6月1日～令和10年5月31日

## 【参 考】《前任者》

氏名	任期
おおぬき かずゆき 大貫 一幸	令和2年6月1日～令和6年5月31日

※ 本会議終了40分後より、市長応接室（市庁舎8階）にて、退任者への感謝状贈呈式及び就任者への辞令交付式を順次実施予定です。（それぞれ冒頭取材可能です。）

## 【参 考】

### ◆地方自治法【昭和 22 年 4 月法律第 67 号】（抜粋）

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

#### 【 2 ～ 5 中略】

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### ◆地方公務員法【昭和 25 年 12 月法律 261 号】（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

#### 【 3 ～ 9 中略】

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問合せ先
総務局人事課長 河村 信之 Tel 045-671-2055